

(仮称) 秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。

(2) 本事業は、沖合約 1km～4km の海域に最大 172 基（総出力最大 72.2 万 kW）の風力発電所を設置する国内で先行事例の少ない洋上風力発電事業であることから、専門家の助言や国内外における最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価すること。

また、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の一部の海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（令和元年 6 月 経済産業省・国土交通省）に基づき、「有望な区域」として選定されており、今後、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に指定されることが想定されるが、実施区域と促進区域が一致しない等により、適切な調査が行われない又は行われていないと判断される場合は、調査範囲の見直しや調査地点の追加等を行うことにより、本事業の実施による影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(3) 設置する風力発電機の配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

(4) 実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価すること。

また、実施区域周辺に風力発電所の設置を計画している事業者等から、累積的な影響を予測及び評価するために、本事業に係る風力発電機の配置や諸元等の情報を求められた場合は、情報提供に努めること。

(5) 県内の一部地域では風力発電所の設置が原因とみられる電波障害が発生していることから、事業の実施に当たっては地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

ア 事業者によると、建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を考慮し、打設工を含む基礎施工については日中工事を実施することとしているが、具体的な工程や作業時間等は決定されていないことから、工事計画の検討に当たっては、地域住民等の意見を踏まえ、建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を回避するとともに、当該影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

イ 本方法書では、施設の稼働に伴う騒音に係る調査地点として、実施区域に近い住居や学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）を選定したとしているが、実施区域により近接した住居等が存在することから、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(2) 水質

風力発電機の基礎施工や海底ケーブルの敷設に伴い、海底土砂の巻き上げ等が発生するおそれがあることから、実施区域及びその周辺における海底の底質の状況や流向・流速を可能な限り把握し、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、工事の実施に伴う水の濁りへの影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(3) 動物

ア 実施区域東方に位置する小友沼や八郎潟干拓地は、国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の集団渡来地であることから、実施区域及びその周辺は渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性があることに加え、実施区域周辺には既設及び計画中的の風力発電所が多数存在することから、累積的な影響によるこれら鳥類への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

イ 実施区域周辺に位置する男鹿半島には、県指定の天然記念物である「男鹿のコウモリ生息地」が存在し、実施区域の上空が貴重なコウモリ類の移動経路となっている可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施によるコウモリ類への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

ウ 実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ稚仔の生育場となっているほか、溯河性魚類であるサクラマス、サケ及びアユ等の回遊経路となっている。また、実施区域周辺の海域の一部には藻場が存在しており、ハタハタの産卵場となっていることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響

が懸念される。

このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ及びサクラマス等の魚種を予測対象種として選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価すること。

エ 洋上風力発電事業の実施に伴う水中音が海域に生息する動物に及ぼす影響については十分に解明されていない点もあることから、国内外の最新の知見や事例等の集積に努め、水中音の影響に係る調査、予測及び評価に適切に反映すること。

(4) 景観

本事業は、八峰町から男鹿市にかけて南北約 30km に渡る範囲に風力発電機を設置する計画であることから、主要な眺望点の設定に当たっては、地域住民等の意見を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加すること。また、フォトモンタージュや垂直見込角に加え、眺望方向や水平視野、時間帯も考慮し、眺望景観への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

さらに、風力発電機の規模や配置等の検討に当たっては、地域住民等に検討の経緯及び結果について丁寧な説明を行い、述べられた意見を十分に勘案すること。